



雨水浸透阻害行為許可等のための 雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

改訂要旨

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（以下、技術指針）について、内容が分かりやすくなるように改訂しました。

今回の改訂では、技術指針を「本編」と「設計資料編」に分割するなど、技術指針の構成の変更が主な改訂点となります。

「本編」では、法律や遵守しなければならない基準等を申請の流れに沿ってコンパクトにとりまとめました。

「設計資料編」は、「本編」の補足や具体的な設計例を示す等、参考書的な構成となっています。

また、構成の変更に合わせて、一部の基準を変更するとともに、今までの技術指針では曖昧だった点を明確にしています。

【基準の変更点】

- 浸透施設の充填材の単粒土砕石については、旧指針では20～40mmの使用を標準とするとしていましたが、20～40mmの砕石を混合して使用する必要があるとの誤解をされる事例が複数あったため、今回の改訂でS-30(20～30mm)若しくはS-40(30～40mm)の使用を標準とすることに変更しました。(旧指針 p4-10, 本編 p4-5)
- 浸透施設の充填材の単粒度砕石について、浸透トレンチ等で目詰まりが発生する問題があるため、単粒度砕石5号(S-20(13～20mm))は対象外とし、記述を削除しました。また、表現を「3号・4号」から「S-30, S-40」に変更しました。(旧指針 p4-29, 本編 p4-6 等)

【今回の改訂で明確にした内容】

- 太陽光発電の用に供される土地の土地利用区分は「宅地」として扱う事を明確にしました。(旧指針 p 2-17、本編 p 2-15、設計資料編 p 1-17 等)

- 透水性舗装と他の浸透施設（浸透ます、浸透トレンチなど）が重複する際の取り扱いが明確になるように記載内容を修正しました。（旧指針 p4-8, 設計資料編 p 4-4 等）
- 明らかに雨の降り込まない範囲については、透水性舗装の面積に含まないことを明確にしました。（旧指針 p4-9, 設計資料編 p 4-5）
- 資材置き場での透水性舗装について、鉄板を敷設した場合には透水性舗装の機能を見込めない事を明確にしました。（旧指針 p4-9, 設計資料編 p 4-8）
- オープン調整池の堤防の構造について、護岸の法面の安定性を確保するために、掘込み式についても平場が 1m以上とすることを明確にしました。（旧指針 p5-6, 設計資料編 p 5-1）

新しい技術指針は平成30年2月1日からの適用となります。
（市役所で2月1日以降に受け付けた申請が対象です。）